

戸塚区役所跡地における事業者公募に向けて 民間事業者の皆さまとの「対話」を実施します ～公民連携による課題解決型公募手法の実施～

本市では、平成 25 年 3 月に新庁舎への移転により用途廃止施設となった戸塚区役所跡地（戸塚区戸塚町）を効果的に活用することにより、地域課題の解決を図ることを目的とした事業者公募を今後予定しています。（裏面参照）

事業者公募に先立ち、民間事業者の皆さまにも地域課題の解決につながる提案をしていただきながら、公募に向けた条件整理を行うため、本市で検討している導入予定施設等について、民間事業者の皆さまとの対話を実施しますので、御参加ください。

なお、この対話を通じて、民間事業者の皆さまと本市とのコミュニケーションが図られ、民間活力を生かした地域活性化が具体化していくことが期待されます。

● 対話の実施（事前申込制）

<日時・場所>

平成 25 年 8 月 5 日（月）～ 9 日（金） 市役所内又は市庁舎周辺の会議室（関内近辺）

<対象者>

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む）

<申込先>

横浜市財政局資産経営課

<申込期間>

平成 25 年 7 月 16 日（火）～ 8 月 2 日（金）午後 5 時

<対話の内容>

地域課題の解決や施設整備等に関する事項、その他公募の参考となる事項について

● 説明会の開催（事前申込制）

<日時・場所>

平成 25 年 7 月 16 日（火）午前 10 時～午前 11 時 30 分

関内中央ビル 5 階大会議室（横浜市中区真砂町 2 丁目 22 番）

<申込期日>

平成 25 年 7 月 12 日（金）午後 5 時まで

※ 実施要領等については、次のホームページで公開しています。

<URL> <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi/>

お問い合わせ先

財政局資産経営課長

高澤 和義 Tel 045-671-2198

事業用地の概要等

● 事業用地の概要

所在及び交通	戸塚区戸塚町157番3ほか6筆 JR・市営地下鉄戸塚駅から徒歩10分
土地面積	3,305.09㎡【公簿面積】(再測量実施予定)
都市計画による制限	用途地域：第1種住居地域、建ぺい率/容積率：60%/200% 高度地区：第4種高度地区、防火・準防火地域：準防火地域
既存施設	解体予定(土壌汚染調査実施予定)

※ 都市計画による制限内容、建築基準法道路種別等は、「i-マッピー」で確認してください。

<URL> <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

● 地域課題について

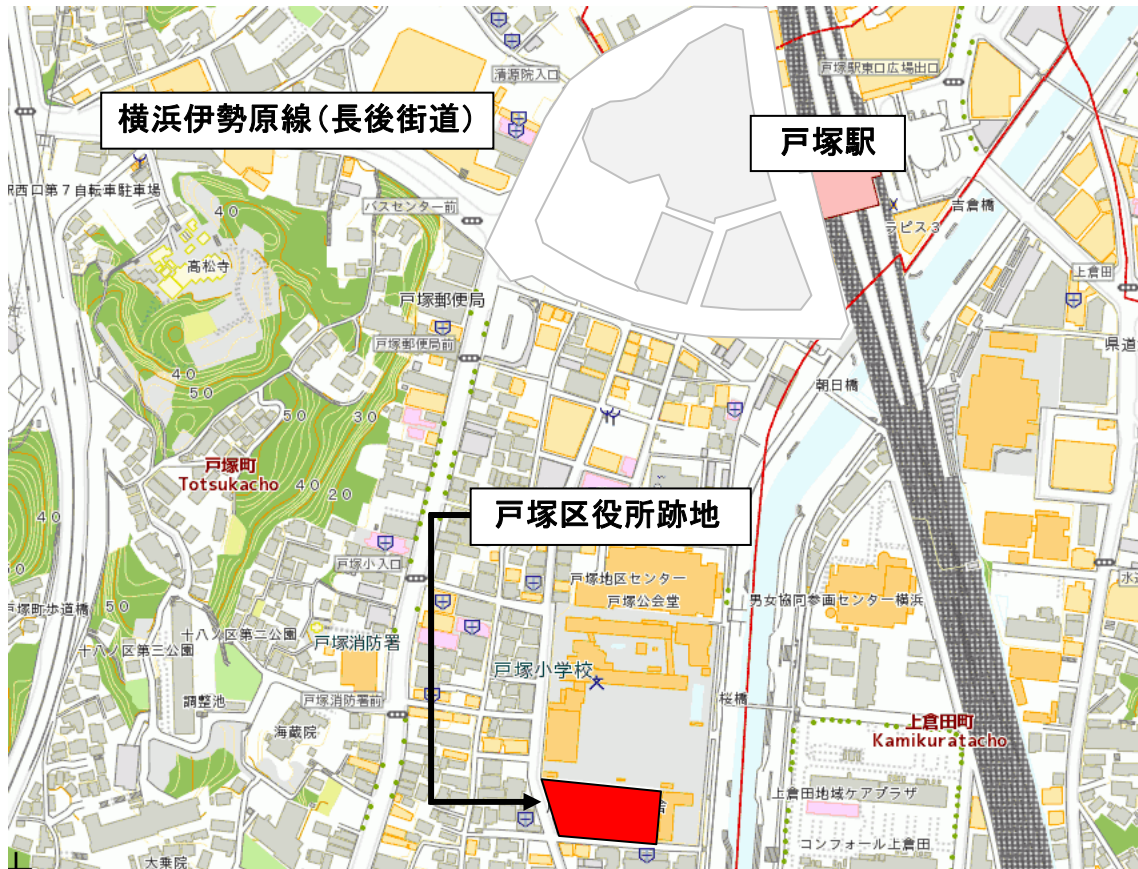
地域課題：戸塚区役所の移転に伴い、跡地を有効に活用して、地域の賑わいや少子高齢化への対応を図っていくことが必要となっています。

本市の対応：民間活力を生かした地域活性化を目指し、戸塚区役所跡地の公募売却に取り組んでいます。

● 公募条件(素案)

医療施設又は高齢者向け住宅を主たる利用用途とする提案を募集します。なお、提案にあたっては、**地域交流施設(子育て支援機能など)及びオープンスペース**を盛り込むことを条件とします。

<位置図>



※ 本市では現在、戸塚区内において、戸塚区役所跡地以外にも、戸塚駅西口第3地区に位置する市有地(以下「第3地区市有地」という。)の活用を検討しています。

本日、第3地区市有地における「公民連携による課題解決型公募手法」による取組についても記者発表を行っていますので、あわせて御参照ください。(担当：都市整備局市街地整備推進課)